第二十六条の二十一及び第二十六条の二十二　削除

第二十六条の二十六第六項中「又は第三十七条の十第一項」を「、第三十七条の十第一項又は第三十七条の十一第一項」に、「配当所得」を「配当所得等」に、「及び法」を「、法」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に改める。

第二十六条の二十八第一項、第二十六条の二十八の二第四項及び第二十六条の二十八の三第七項中「第三十七条の十二第四項」を「第三十七条の十一第六項及び第三十七条の十二第七項」に改める。

第二十六条の二十八の四第二項中「第四十一条の十九の二第一項第二号」を「第四十一条の十九の二第一項」に改める。

第二十六条の二十八の五第二項及び第三項を削り、同条第一項中「第四十一条の十九の三第一項第一号に規定する政令」を「第四十一条の十九の三第一項に規定する政令」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　高齢者等居住改修工事等の法第四十一条の十九の三第一項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

第二十六条の二十八の五第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第四十一条の十九の三第一項に規定する政令で定める金額は、その者が行つた同条第六項に規定する高齢者等居住改修工事等（以下この項及び第三項において「高齢者等居住改修工事等」という。）につき国土交通大臣が財務大臣と協議して当該高齢者等居住改修工事等の内容に応じて定める金額（当該高齢者等居住改修工事等をした家屋の当該高齢者等居住改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該高齢者等居住改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）の合計額とする。

2　国土交通大臣は、前項の規定により金額を定めたときは、これを告示する。

第二十六条の二十八の五第四項を次のように改める。

4　法第四十一条の十九の三第三項に規定する政令で定める金額は、その者が行つた同条第七項に規定する一般断熱改修工事等（以下この項及び第六項において「一般断熱改修工事等」という。）のうち、同条第七項第一号に掲げる工事にあつては国土交通大臣が、同項第二号に掲げる工事にあつては国土交通大臣及び経済産業大臣が、同項第三号に掲げる工事にあつては経済産業大臣が、財務大臣とそれぞれ協議して当該一般断熱改修工事等の内容に応じて定める金額（当該一般断熱改修工事等をした家屋の当該一般断熱改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該金額に、当該一般断熱改修工事等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分に係る当該一般断熱改修工事等に要した費用の額の占める割合を乗じて計算した金額）の合計額とする。

第二十六条の二十八の五第六項を削り、同条第五項中「第四十一条の十九の三第一項第二号」を「第四十一条の十九の三第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　一般断熱改修工事等の法第四十一条の十九の三第三項に規定する標準的費用額が五十万円を超えること。

第二十六条の二十八の五第五項第三号中「第一項第三号イ」を「第三項第三号イ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　国土交通大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により金額を定めたときは、これを告示する。

第二十六条の二十八の五第七項を次のように改める。

7　法第四十一条の十九の三第六項に規定する政令で定める改修工事は、家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替で当該増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第二十六条の二十八の五第八項を削り、同条第九項中「第四十一条の十九の三第四項第一号」を「第四十一条の十九の三第七項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　法第四十一条の十九の三第七項第二号に規定する政令で定める設備は、同項第一号に掲げる工事が行われる構造又は設備と一体となつて効用を果たすエネルギーの使用の合理化に著しく資する設備として国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもので当該設備に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第二十六条の二十八の五第十三項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第四十一条の十九の三第四項第二号」を「第四十一条の十九の三第七項第三号」に、「太陽光の利用に資する設備」を「太陽光を電気に変換する設備」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の前に次の一項を加える。

11　国土交通大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により設備を指定したときは、これを告示する。

第二十六条の二十八の六の見出し中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同条第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に、「認定長期優良住宅（」を「認定住宅（」に、「「認定長期優良住宅」」を「「認定住宅」」に改め、「当該認定長期優良住宅の構造の区分に応じて」を削り、「（当該認定長期優良住宅」を「（当該認定住宅」に、「、当該認定長期優良住宅」を「、当該認定住宅」に改め、同条第二項中「第二項」を「第三項」に改める。

第二十七条第一項中「第五十五条第二項」を「第五十五条第二項第七号」に、「場所とする」を「その支払者」に改め、「場所（」を削り、「この条」を「この号」に、「が国外において」を「に対し」に改め、「のうちから同項各号に掲げる者に支払う同項に規定する芸能人等の役務提供報酬については、当該免税芸能法人等に対し当該芸能人等の役務提供に係る対価」及び「の国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるものの所在地）」を削る。

第二十七条の二第四項中「第三条の二第二項」を「第三条の二第一項」に、「第三条の二第十二項」を「第三条の二第十一項」に、「同条第二項各号」を「同条第一項第一号中「第五条の三第四項第七号に規定する特定振替社債等（以下この条において「特定振替社債等」という。）」とあるのは「第四十二条の二第一項第一号に規定する振替社債等」と、同項第二号」に、「同条第十二項第一号」を「同条第十一項第一号」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第十二項」を「第十一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項から第十四項までを一項ずつ繰り上げる。

第三十四条第一項中「（平成十四年法律第九十四号）」を削る。

第三十八条の四第二十二項中「施行されるもの」の下に「（同項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあつては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。）」を加え、同条第二十三項第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「、都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域又は同法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域」を削り、同項に次の三号を加える。

三　都市再生特別措置法第二条第三項に規定する都市再生緊急整備地域

四　都市再生特別措置法第六十七条に規定する認定整備事業計画（当該認定整備事業計画に同条に規定する都市再生整備事業の施行される土地の区域の面積が〇・五ヘクタール以上であることが定められているものに限る。）の区域